

に、必要な所に重点的に投入することができます。

また、合併特例債はあくまで借金なので安易に活用しない方がよいと思います。

**Q** 歳出の削減、分権型では無理ではないか。合併後の職員500名の削減について具体的にどう対応するのですか？

**A** 新市建設計画案では、人件費は、3役で2.6億円(年額)、議員で3.8億円(年額)の削減。一般職員は、市町村間で具体的な人数等は決めていませんが、15年間で約500名削減し、全体として、1千600名を1千100名にします。

平成31年度に年額38億円の削減になります。手法としては、早期退職等も実施していくことになるでしょう。なお、自立して行く場合でも、27年度までに15名減とする内容です。

また、減るのは常勤の特別職だけではなく、農業委員や各種審議会等も一本化されるので、歳出削減の効果は期待できます。合併は、「楽になる」というより「我慢が少なくてすむ」という感じでしょうか。

**(意見)** 今の時代をどう位置付け、将来をどうしたいのか十分に研究して欲しい。合併で行政のスリム化を地方にだけ押し付ける國の手法に疑問を感じる。

## 【議会議員】

**Q** 議員の数はどうなりますか。

**A** 合併後最初に行われる設置選挙の議員数は、それぞれの市町村の現在の議員数が根拠となりました。この案は、議員のみなさん自身でまとめていただきました。6市町村の議員定数の合計は117人、富士見町は1万5千人で、人口で16人の議員さんが活動をしています。合併後の定数は38人になりますが、現行の各市町村の議員数の比率のまますることで合意されました。具体的には、3市が8人ずつ、下諏訪町が6人、富士見町は5人、

38人になりますが、現行の各市町村の議員数の比率のまますることで合意されました。具体的には、3市が8人ずつ、下諏訪町が6人、富士見町は5人、

38人になりますが、現行の各市町村の議員数の比率のまますることで合意されました。具体的には、3市が8人ずつ、下諏訪町が6人、富士見町は5人、

**Q** 議員数の削減は経費節減になりますが、住民の意見を反映していくには大勢の方がいいのではないかですか。

**A** 今、富士見町の議員数は、旧村の富士見で7人、境、落合、本郷でそれぞれ3人ずつ選ばれていますが、議員数と旧村の予算配分に差はありません。合併後の地域局の予算も、現在の各市町村予算が基礎になりますし、個人へのサービスについては合併協議会で協議されます。

ありますので、合併後の議員数の違いによる格差は出ないと考えます。議員の数によって、迷惑施設等が議員数の少ない

原村が4人です。合計で39人になりますが、特例制度が認められます。ただし、この人数は、最初の4年間だけです。その後は、原則として全市での選挙となります。条例で選挙区を設けることができます。特例制度によつて話し合いで人数を決めることはできませんので、人口に比例した人数になります。たとえば、旧市町村の単位を選挙区として6選挙区を設けると、試算では定数38人のうち富士見は3人の配分とされます。

い地区に建設されるわけではありませんし、これらの施設は住民の合意がなければ建設できません。また、具体的な方法は決まりませんが、住民の意見を反映していくため、「地域審議会」という組織をつくります。

**(要望)** 議員さんの議論をぜひ聞きたいたい。

**A** 私どもから、議員さんにお願いすることはできませんので、ご承知おきください。

## 【分権型合併】

**Q** 分権型合併は合併したくない意とも取れる。合併は財政の問題だけですか。

**A** 町民のみなさんにこれ以上負担をかけない方法を考えたのは確かです。

昭和の合併から50年、富士見町民であることが定着していまして、福祉も教育も一定水準に達しています。特に福祉は手厚くなり、後戻りができないといわれています。同じレベルを維持するには、大枠の中から確実にお金を出していく方法を選択したわけです。

**Q** 分権型合併でも、経費の削減のために地域局がなくなることはないですか。

**A** 地域局は、本庁、支所という考え方ではありません。合併しても経費を削ることには限界があると思います。住民サービスがプラス面に働き、低下するのなら節約を抑えいく必要があります。経費を削り地域に力があ

きるのですか。

**A** 責任あるものとして、15年も20年も先のことを今、申し上げることは、適当ではないと思います。

まだ、分権型合併というのが、私の判断の中で担保されなければ、合併に踏み切るとは申し上げなかつたと思います。

分権型合併というのは、組織としてつくりあげてしまうわけです。合併後10年目位の時に合併特例債を使って、中央の庁舎をつくることは考えています。

この庁舎について、決定ではあります。合併後10年目位の時に合併特例債を使って、中央の庁舎をつくることは考えています。

されることは、「その庁舎を大きな建物にするとダメですよ」ということです。したがって、将来的、中央の庁舎には、必要とされる最少の人員しか入れませんので、地域局として残す6つの庁舎を廃止して、中央へ寄せることができます。これができなくなります。制約をつくつて、縛りを設ける方

がいいでしようね。

Q 分権型合併でも、経費の削減のために地域局がなくなることはないですか。

**A** 地域局は、本庁、支所という考え方ではありません。合併しても経費を削ることには限界があると思います。住民サービスが